

【熱中症予防行動】マスク着用に関する運用変更について

夏季の期間、配達担当者の熱中症予防策として「配達中のマスク着用ルールの一部変更」をお知らせいたします。また、新型コロナウイルス感染予防・拡散防止を目的とした、配達担当者の出社時の検温測定、手指のアルコール消毒、商品の受け渡し時のマスク着用などは継続的に取り組みます。ご理解ご協力のうえ、ご安心してご利用をお願いいたします。

◆◆今まで◆◆

新型コロナウイルス感染予防・拡散防止を目的に「配達中は常時マスク着用」を義務付けます。



◆◆今後(6月1日～※当面の間)◆◆

配達担当者の熱中症予防として、「商品の受け渡し(相対)時のみマスク着用」を継続します。

※配達中の車内、トラックの荷台での作業時、不在宅への商品置き留め時などでは、マスクを外す場合もございます。

～熱中症予防行動の留意点～
(厚生省・環境省からの周知依頼)

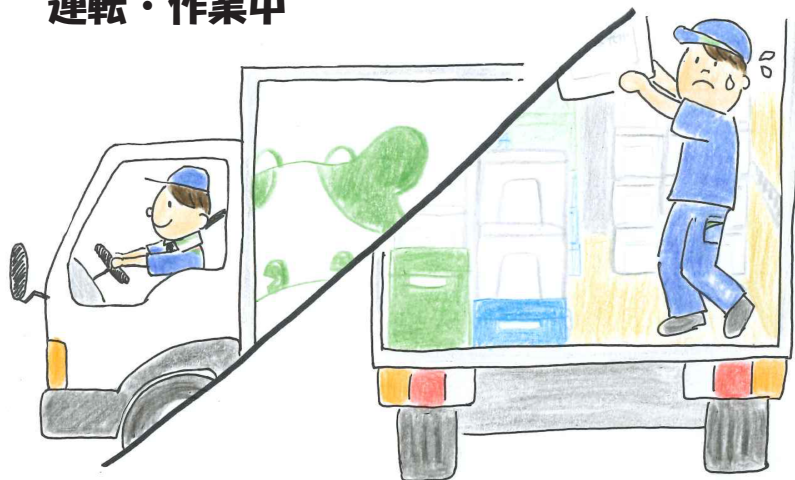
※抜粋

・新型コロナウイルスの出現に伴い、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密(密集・密接・密閉)」を避ける等の対策を取り入れた新しい生活様式を実践することが求められています。

・夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できている場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すようにしましょう。

・マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩することも必要です。

運転・作業中



相対時

